

<Press release>

報道関係者各位

### 弊社関係者に対する行政処分の予告について

本日、弊社の関係者である宇田修一（以下「宇田」といいます。）より弊社宛て、関東財務局より宇田及びドラグーンスナイパーズ合同会社（以下「D S社」といいます。）宛て行政処分を出す方針であることの予告があった、との報告がありました。

具体的には、本年6月7日に発布されました下記の二つの行政処分に関連して、適格機関投資家等特例業務の業務廃止命令及び業務改善命令を内容とするものとのことです。

(参考1) <http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp032000754.html>

(参考2) <http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp032000753.html>

宇田及びD S社は、過去に適格機関投資家等特例業務を実施する者として届け出をしてファンドを組成していたことがあり、顧客の損失を補てんしたことやその際の報告書にその旨を記載していなかったことが虚偽記載に該当することなどから関東財務局より法令違反の指摘を受け、平成28年6月7日を始めとして各種事項の報告命令並びに資料の提出命令を受けておりました。また、平成30年6月7日にも業務改善命令を受け、これまで自ら並びに代理人を通じて報告及び資料提出の対応をおこなっておりました。

同時に、平成28年6月7日に関連会社であるドラグーンキャピタル株式会社（以下「DC社」といいます。）が金融商品取引業者としての登録の取消処分を受けた後（DC社と宇田及びD S社の処分理由並びにその内容は異なりますのでご注意ください。また、今回、DC社は行政処分を受けておりません。）、宇田及びD S社は適格機関投資家等特例業務を実質的に廃止しており、関東財務局に対して繰り返し業務廃止の通知ないし届け出をしておりましたところ、関東財務局より一度受理された届出書が返送されるなど、宇田及びD S社による業務廃止届け出は受理されない扱いとなっております。

今回の業務廃止命令は、実質的に廃止している適格機関投資家等特例業務の廃止を命じるもので、宇田及びD S社は約2年前には当該業務を実質的に廃止していることから、当該命令によって実質的な不利益が生じることはなく、既に宇田及びD S社は取りうる限りの対応を実施している半ばであるため、本件による宇田及びD S社、加えまして弊社の事業への影響はございません。

また、今回の業務改善命令は、出資者保護に配慮してファンドを清算すべきことを内容とするもので、宇田及びD S社は平成28年6月7日以降適格機関投資家等特例業務の実質的な廃止を前提にファンドの清算を進めており、既に連絡可能な全体的出資者からその方針について賛同を得ておりますので、当該命令によって実質的な不利益は生じないことを重ねて説明申し上げます。なお、平成28年6月7日以降、連絡が取れないなどの一部の出資者を除き、全体的出資者と継続した良好な関係を築いており、本日現在において未解決の係争などは存在しないことを申し添えます。

以上の状況にもかかわらず、今回関東財務局があえて行政処分に踏み切りましたのは、一つには宇田及びD S社において一部資料の提出が遅れましたことが理由です。遅れについての理由が存在したにせよ、この点については真摯に反省しなければならず、速やかに遅れた資料の提出を進めるよう、弊社としましても宇田及びD S社に対して要望をいたしました。

ただし、一部資料の提出の遅れは法令違反の程度としては軽微なものであり、今回の行政処分は必ずしも「他の方法により監督の目的を達成することができないとき」に該当するものではないと考えます。そのため、宇田及びD S社としては今回の行政処分が法令上の要件を充足しているかについて疑問を持っており、弁護士らと協議の上行政不服審査法に基づく審査請求をするなどの対応を慎重に検討して参るとの報告を受けておりますので、本書をもって皆様にご報告を申し上げます。